

平成24年度に係る業務の実績に関する報告書

自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日

地方独立行政法人
岡山県精神科医療センター

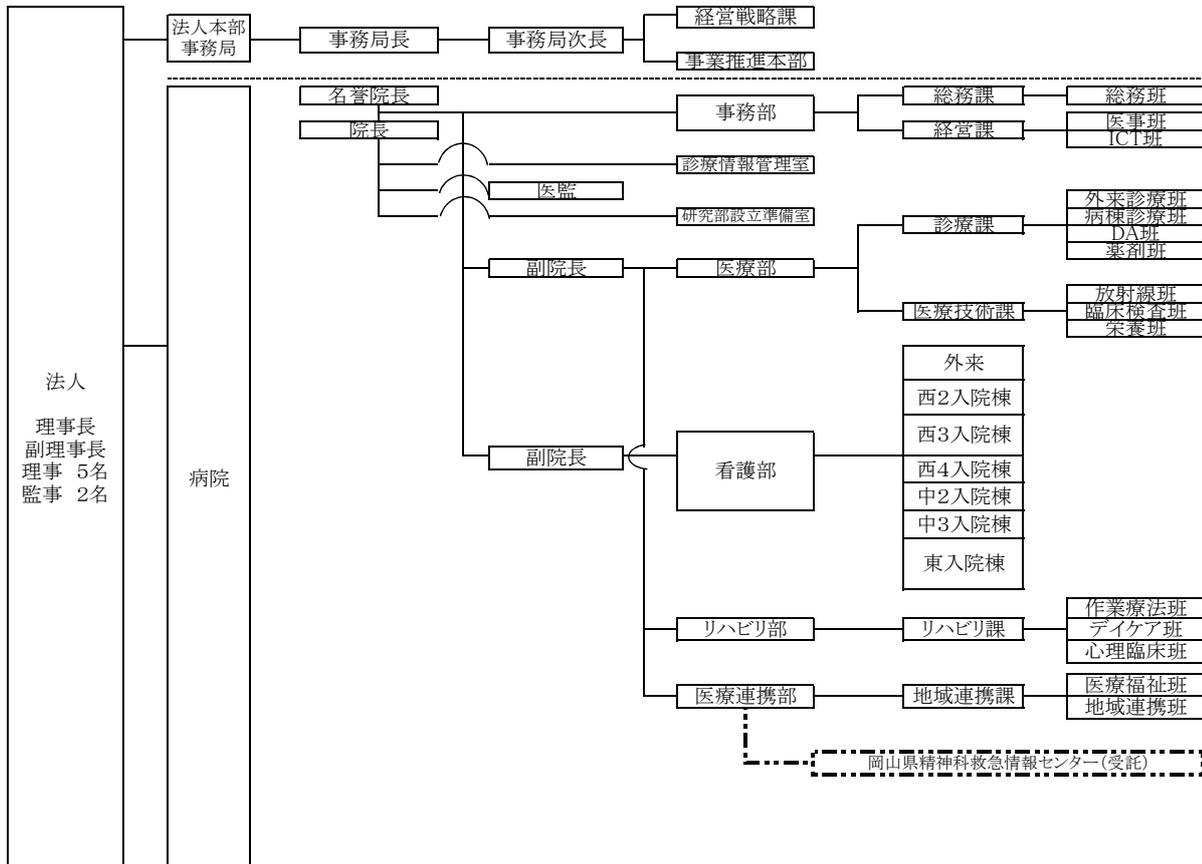
目 次

1. 法人の概要	P. 1
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 法人設立の年月日	
(4) 設立団体	
(5) 中期目標の期間	
(6) 目的及び業務	
ア 目的	
イ 業務	
(7) 資本金の額	
(8) 代表者の役職氏名	
(9) 役員及び職員の数	
ア 役員	
イ 職員	
(10) 組織図	
(11) 法人が設置運営する病院の概要	P. 2
ア 外来	
イ 入院	
ウ リハビリテーション等	
2. 平成24年度に係る業務の実績に関する自己評価結果	P. 2-3
(1) 総合的な評定	
(2) 評価概要	
ア 全体的な状況	
イ 大項目ごとの状況	
(ア) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮	
(イ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
2 患者や家族の視点に立った医療の提供	
(ウ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3 医療の質及び安全の確保	
(エ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化	
(オ) 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築	
2 業務運営不断の見直し	
(カ) 第5 財務内容の改善に関する事項	
(キ) 第6 その他業務運営に関する重要事項	
(3) 対処すべき課題	
3 中期計画の各項目ごとの実施状況	
第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮	P. 4-6
2 患者や家族の視点に立った医療の提供	P. 6
3 医療の質及び安全の確保	P. 7
4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化	P. 7-8
第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築	P. 8
2 業務運営不断の見直し	P. 8-9
第5 財務内容の改善に関する事項	P. 9
第6 その他業務運営に関する重要事項	
	P. 9-10
別紙1～3	

1 法人の概要

- (1) 名称
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
- (2) 所在地
岡山市北区鹿田本町3番16号
- (3) 法人設立の年月日
平成19年4月1日
- (4) 設立団体
岡山県
- (5) 中期計画の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日
- (6) 目的及び業務
ア 目的
精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。
イ 業務
(ア) 精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
(イ) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
(ウ) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
(エ) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (7) 資本金の額
12億233万6883円
- (8) 代表者の役職氏名
理事長 中島 豊爾
- (9) 役員及び職員の数
ア 役員
理事長(名誉院長) 1人
副理事長(院長) 1人
常務理事(事務局長) 1人
理事 4人
監事 2人
役員計 9人
イ 職員 292人

(10) 組織図



(11) 法人が設置運営する病院の概要

ア 外来

機能	内容	診療日(受付時間)
一般外来	専門外来患者以外の患者の治療	月～金 (8:30～16:30)
専門外来	アルコール・ギャンブル等依存症患者の治療	月、木 (8:30～16:30)
	薬物家族相談	水(11:00～14:00)
	児童思春期患者の治療	火、金 (8:30～16:30)
勤労者外来	勤労者を対象とした夜間外来	火(17:00～19:00)
救急外来	救急患者を対象とした治療・相談	休日及び夜間

※心神喪失者等医療観察法の指定通院医療機関に指定(H17.7.15)

イ 入院

許可病床数 252床

入院棟	形態	病床数	対象者等
総合治療入院棟	閉鎖	55	重度・複雑困難・慢性期的な精神疾患患者
	開放	42	うつ病、神経症等の精神疾患患者
救急急性期入院棟	閉鎖	53	急性期の集中的治療を要する精神疾患患者
依存症入院棟	閉鎖	50	アルコール、薬物等依存症患者
児童思春期入院棟	閉鎖	16	児童・思春期の精神疾患患者
司法精神入院棟	閉鎖	36	心神喪失者等医療観察法の対象患者
計		252	

※心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関に指定(H19.10.1)

ウ リハビリテーション等

機能	内容
作業療法	入院患者及び外来患者を対象に、精神科作業療法施設(アクティセンター)において、「生活に視点を置き」、「健康な部分に目を向けた」治療・指導・支援を実施
デイケア	外来患者を対象とした再発・入院の防止、生活技術の学習等の提供 (1日6時間、定員100名)
相談	常勤職員が患者・家族からの福祉相談、医療相談、生活相談や、各関係機関等からの窓口としての役割
訪問活動	入院患者、外来患者を対象に、家庭、施設、職場等を訪問し、家族の調整や退院前の準備、生活ケア等を実施

2 平成24年度に係る業務の実績に関する自己評価結果

(1) 総合的な状況
年度計画を概ね達成した。

(2) 評価概要
ア 全体的な状況

良質で高度な精神科医療の提供に努めた結果、平成24年度は、延べ外来患者数は64,998人、延べ入院患者数は、83,258人、病床利用率90.5%であった。特に病床利用率が昨年度より0.2ポイント上昇したにも関わらず平均在院日数は、5.1日短縮し55.4日であった。これは、早期退院、社会復帰を目指し入院当初から多職種チームにより患者、家族並びに居住地である地域との話し合いを繰り返し行った結果である。なお、平成20年当初に1年以上の長期入院患者が40名であったのに対して、平成24年度末には26人まで大幅に減少している。併せて精神科の中核病院として、民間では対応困難な患者を24時間、365日受け入れを可能とするための空床確保にも繋がる結果となった。さらに、治療継続が困難な在宅患者には、多職種チームによる訪問看護を強化し実施した。

県民に提供するサービスを向上するため、コメディカル、事務職員についても現行の勤務態勢の見直しを行い、休日夜間の勤務態勢の整備を行った。

経常収支比率は平成23年度より0.8%向上し106.4%となり平成19年4月の法人化以来6期連続して健全経営を維持した。

イ 大項目ごとの状況

(ア) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.3)

国・県からの要請のもと、「岡山県精神科救急情報センター」をコメディカル職員、事務職員を含む全職員で365日24時間運営可能な体制の構築を図った。また、県民がいつでも緊急受診が受けられるよう、休日夜間に限らず100%の受け入れを行い、「決して断らない病院」として精神科救急医療の強化に取り組んだ。また、東日本大震災を教訓に、災害時における地元住民の一時的な避難の場所として提供することや診療材料、食材提供、応援人員の派遣のための相互支援や県内外の医療機関と災害時における支援の協定を締結するなど災害対策を整備した。

(イ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (評点 ④ 最小項目平均評点 2.8)

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

患者から要望の多い意見を全職員が共有できるようにシステムを整備した。特に要望の多い外来待ち時間短縮の改善を図るため、原因調査を行い「自動精算機」「自動受付機」の導入を決定したほか、新患者の多い児童思春期専門外来は、外来診察枠を増やすため専門医の確保に尽力し、県民ニーズに沿った医療サービスの提供に向けた体制を整備した。

(ウ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.6)

3 医療の質及び安全の確保

職員の専門性を高めるため、「研究部設立準備室」の設置や定期的に先進医療国へ職員を海外派遣することで高度技術の習得及び開発、技術向上を図った。また、精神科医療の中核病院として措置入院、応急入院等の緊急入院に対応するとともに、患者の地域移行に向けての地域生活支援を提供した。

- (エ) 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.6)
4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

急性期から回復期に応じたプログラムの開発や就労への移行にも引き続き力を入れ、32人を就労へ移行することができた。また、入院早期より多職種によるチーム医療及び他機関との連携、地域移行を見据えたプログラムの実施を行いながら、複雑困難な1年以上の長期入院患者を21人退院させた。また、通院患者に対しても地域での生活や自立に向けた支援を他機関と適時ケア会議を開催しながら連携し、継続的な支援を行った。

- (オ) 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.4)

年度計画の立案から実績の確定に至るまで、年度途中においてもその進捗状況を確認することにより、目標の達成を意識して業務に取り組むことができた。また、電子カルテの導入により広く情報を共有することで、診療報酬請求漏れ防止や円滑な病床管理など病院の高度機能化を進めた。

- (カ) 第5 財務内容の改善に関する事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.5)

平成23年度までの約束であった運営費負担金の10%カットが平成24年度からも継続されることとなり、当初の収入計画から大幅に変更を余儀なくされることとなった。しかしながら収入においては、診療報酬改正の影響と平均在院日数の短縮及び長期入院患者の減少により増収を図った。

支出については、電子カルテとMRIの運用開始による費用の増加と平成25年4月より開設する「東古松サント診療所」の整備関連費用が増加したことにより以下の通りとなった。

経常収支比率(経常収益/経常費用)は、105.6%から106.4%へ、医業収支比率(医業収益/医業費用)は、97.0%から97.3%へ、人件費率は74.2%から72.1%となった。

- (キ) 第6 その他業務運営に関する重要事項 (評点 ⑤ 最小項目平均評点 3.1)

職員のメンタルヘルス対策として、安心して働ける環境作りに取り組んだ。また、職員の勤務実績や能力が適切に評価できるよう、人事評価制度の見直しを行った。

- (3) 対処すべき課題

- ・早期発見、早期治療、早期社会復帰を更に促進させるため、医師、看護師をはじめコメディカル等の必要な人材を確保する必要がある。
- ・大規模災害時の病院の安全対策と併せて県内外に限らず医療機関相互のネットワークを構築する等、災害対策を一層強化する必要がある。
- ・平成26年度以降に導入される予定の消費税対策として、収入の確保と更なるコスト削減を行うことで自治体病院としての健全経営を進める必要がある。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

中期目標	<p>①政策的医療の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②児童・思春期精神科医療の充実 精神科医療領域に属する疾患を有する児童の増加に対処するため、受診しやすい専門外来の環境整備を行い、また、併せて児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルズ問題への対応も行う総合的支援システムの構築に着手すること。</p> <p>③精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 地域に開かれた病院として、精神科医療に関する知識の普及を通じ、精神障害のある人への正しい理解のための普及啓発に取り組み、共生社会の実現に向けて寄与すること。</p> <p>⑤災害対策 災害など重大な危害が発生した場合には、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するとともに、病院資産の損害を最小限にとどめ、持続的な医療の提供を可能とするための危機管理体制を整備すること。</p>
------	--

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
(1)政策的医療の推進 ①良質で高度な医療の提供 ・精神科医療の中核病院として、高度な判断を要する患者並びに対応困難な患者に対して早期寛解、早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。また、専門医、認定看護師等、高度で専門的な資格者の確保に努める。	強化 集中的な治療を要する患者や疾病の特性に合わせて、多職種によるチーム医療を提供する。また、疾病理解や患者行動変容を促すために、認知行動療法等を取り入れた治療体制を整えるため、専門的な職員を増員配置する。 ○目標 職員配置予定 精神保健指定医 2名、精神保健福祉士 2名、臨床心理士 3名、社会復帰調整員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き良質で高度な医療を提供するため、専門的な資格者の採用を積極的に行い、依存症や児童思春期等各病棟の疾病特性に合わせた多職種によるチーム医療の強化を図った。また、配置基準以上のコメディカル職員を配置し、多職種チームによる集中的な医療を提供するよう環境を整備した。 認知行動療法の治療体制確立に向けて、国立精神神経医療研究センターの認知行動療法セミナーに1年間医師を派遣した。 ○ 職員配置（認知行動療法要員） 精神保健指定医 3名、精神保健福祉士 2名、臨床心理士 3名、社会復帰調整員 2名 治療抵抗性統合失調症の治療薬であるクロザピンの適正使用に向けて、身体管理体制を整備した。 		4 (4)
・治療ガイドライン、クリティカルパス、治療プログラム等を活用し治療の標準化に努める。	新規 コメディカル担当紹介や入院時必要検査、栄養計画等共通項目における入院時治療計画の標準化を図る。 電子カルテによるクリティカルパスを導入する。 ○目標 ARPクリティカルパスの導入 クリティカルパス委員会の設置 疾病別のクリティカルパスの構築	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテによるクリティカルパスシステムの導入を行った。 ○ クリティカルパス委員会を設置(H24.7.1) 疾病別クリティカルパスの策定、実施 (ARPクリティカルパス、医療観察法クリティカルパス) 		3
・精神疾患に対する予防の視点を重視し、早期において密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。	新規・強化 早期において密度の濃い医療の提供に努めるため、疾病毎の処方薬や処置等のデータ蓄積や分析を行い、その治療成果を情報発信できるように情報収集に努める。また、回復期デイ・ケアのひとつとして初発統合失調症のプログラムを準備する。 また、長期入院を回避させるため、チーム医療による高度医療を提供するとともに、患者の社会復帰・地域支援に向けた在宅医療や訪問看護・相談体制を進め、機動的な執行体制を構築する。 ○目標 平均在院日数 70日以下(司法精神入院棟を除く) ○目標 「訪問看護班」の再編と「地域連携班」の創設	<ul style="list-style-type: none"> 初発統合失調症への対応のためのワーキンググループを発足させ、会議を繰り返しながら先行病院である北海道大学との共同研究により情報収集や参考資料の収集を行うことで今後提供できると思われる支援内容をまとめ、入院から通院までの持続的な支援やプログラムの整備を行った。 患者の社会復帰・地域支援に向けた在宅医療や訪問看護・相談体制を進め、機動的な執行体制を構築した。 ○ 平均在院日数 55.4日(司法精神入院棟を除く) ○ 平成24年4月 「訪問看護班」再編と「地域連携班」創設 		4 (4)
②精神科救急医療の充実 ・岡山県精神科救急医療システム整備事業の下に民間病院では対応困難な患者に対して24時間365日受け入れる体制を整備し、決して断らない病院を目指し精神科医療の中核としての役割を果たす。	新規・強化 岡山県の中核的機能を担っている精神科救急医療システム整備事業を更に充実させるため、輪番病院との役割分担を図りながら、県民がいつでも救急受診や医療相談が受けられるよう精神科救急医療の強化を行う。そのため、深夜0時までしか対応していなかった「精神科救急情報センター」の機能を全面的に見直し全職員参加型の24時間体制を構築する。 ○目標 「精神科救急情報センター」の24時間体制の構築 ○目標 救急情報センター電話対応件数 2000件	<ul style="list-style-type: none"> 国、県からの要請のもと、公的医療機関として平成24年7月1日より、コメディカル職員、事務職員も協力し、「精神科救急情報センター」の24時間体制を構築した。県民がいつでも迅速に救急受診が受けられるよう全職員参加型の体制構築を図り運営した。また、輪番病院では受け入れが困難な場合には、休日夜間に関わらず当院で受け入れを行い全面的に県民のニーズに対応した。 ○「精神科救急情報センター」の24時間体制の構築 ○ 救急情報センター電話対応件数 年1,803件 (H23年度実績：年1,692件) 		4 (3)
・多様化する精神科救急医療ニーズに対応するため最先端医療機器・高度先進医療技術の導入を図り、病院機能を高度化する。	新規 精神科中核病院として、精神科困難事例や身体合併症等に対応するため、医療機器(MRI)の運用を開始し、精神障害の鑑別・治療に役立てる。高度先進医療技術の導入を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> MRIの導入により、他の医療機関で検査を受けることへの患者の負担軽減と疾患の早期発見が可能となった。 高度先進医療技術として、rTMS療法導入のため、先進医療に取り組む大学とのネットワークの構築を図った。 		3
③心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実 ・入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに様々な社会資源の効果的な活用を行う。	新規 指定入院医療機関として中国・四国地域の司法精神医学・医療の中核的機能を発揮してきたが、今後更に社会復帰促進に向けて、急性期・回復期・社会復帰期に応じた治療プログラムを活用したチーム医療を提供する。また、広汎性発達障害併発事例について、情報の収集・分析を行い、ガイドラインを作成する。 ○目標 治療ガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> 指定入院医療機関を開始する都道府県の病院を対象に長期間にわたる開棟前研修を実施した。 指定通院医療機関を対象に、中四国の医療機関を対象に従事者実地研修を行ったほか、岡山保護観察所の主催する岡山県医療観察法運営会議で講演を行うなど積極的に関与した。 新規入院患者数 10人 退院患者数 13人 医療観察法鑑定入院、簡易刑事精神鑑定、少年鑑別所収容者の精神科診断等司法機関からの要請に積極的に対応した。 医療観察法鑑定入院 4件 指定通院 7件 簡易刑事精神鑑定 70件 少年鑑別所収容者の精神科診断 21件 		3
・通院処遇対象者についても入院処遇時と同様にチーム医療で対応し、治療の継続と地域での生活支援を行う。	新規 通院処遇対象者については、指定入院・通院医療機関として積み上げてきた実績を基に他の指定通院医療機関と必要な情報を共有し、効果的な治療を提供し、地域での生活支援に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 通院処遇対象者に対して、入院処遇中から通院処遇終了まで一貫した治療を提供するために、主治医・精神保健福祉士等で通院処遇チームを編成し地域生活支援を行った。 		3
(2)児童・思春期精神科医療の充実 ①児童・思春期専門外来の環境整備 ・児童・思春期専門外来を既存施設外に独立させ、利用者の利便性を高めるとともにアメニティを充実させ受診しやすい環境を整備する。	強化 岡山県地域医療再生基金を活用した児童・思春期専門外来を整備する。 ○目標 用地取得、基本計画策定、工事着工 (平成25年度竣工予定)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度における当初計画地については用地取得し、工事着工については、精神科医療領域に属する疾患児童への増加に伴う社会的要請に対応するため、当初の基本計画の見直しを行い、先進的医療(精神障害児のためのデイケア)を整備することとした。 ○ 用地取得 : 取得済み ○ 基本計画策定 : 基本設計完了、基本計画見直し ○ 工事着工 : 文化財発掘調査工事完了 		3 (4)
・児童・思春期専門外来の環境整備	新規			

<p>・元里・志谷翔ノイツノを改題し、発達障害児の児童等の支援を行う。</p>	<p>新規</p> <p>児童・思春期デイ・ケアのための施設については増加する発達障害児の児童等に対する支援のために外来施設の整備と併せて年度内着工を行う。このため、専門家からのヒアリングを行い、全国的にも先進的な施設整備を行う。</p>	<p>・当初計画についての施設整備は前項目のとおりであり、子どもや家族からの相談、診断、治療、生活支援までを一体的に実施できる先進的な精神障害児のためのデイケア機能を兼ね備えた外来施設の整備に向けて、専門家の意見を取り入れながら基本構想の見直しを図ることとした。</p>	2
<p>②臨床研究の充実</p> <p>・臨床研究部門の設置並びに専門職を配置し、広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。</p>	<p>新規</p> <p>独法化の特性を活かした優秀な研究者等の人材を確保するため、大学、研究所、民間病院等との円滑な人事交流を行う制度を構築する。</p> <p>○目標 研究部門の設置</p>	<p>・児童精神科領域の治験実施計画書を2つ作成した。</p> <p>・研究部設立準備室を設置し、IRB（治験審査委員会）を平成25年度より開始できる体制を整えた。</p> <p>・大学病院等と臨床研究を行うためのネットワークを構築した。</p> <p>○「研究部設立準備室」設置 (H24.4)</p>	3
<p>・他の医療機関、児童福祉機関等に対して、情報発信、研修会開催等に努め連携強化を図る。</p>	<p>強化</p> <p>研修会講師や事例検討会の助言者として、積極的に研修会へ参加し、情報発信を行う。</p> <p>○目標 研修会主催 年10回以上</p>	<p>・発達障害児に対する理解を深めるため、岡山県医師会と共催し地域の小児医療に従事する医師等に対して、事例検討会や講演会を開催することで広く情報発信を行った。</p> <p>○ 研修会主催 年33回 ○ 児童関係機関への派遣 7機関へ年246時間派遣</p>	4 (4)
<p>③総合支援システムの構築</p> <p>・虐待側（親等）のメンタルヘルスに対応するため、児童相談所や市町村、保健所、教育機関、医療機関との連携を取りながら診療実現に努め、家族修復に向けた総合的な支援を行う。</p>	<p>新規</p> <p>総合支援システムの構築を図るため、院内共有ワーキングを立ち上げる。</p> <p>また、対応先の中心的機関（児童相談所や市町村等）と合同研修会を実施し、子ども・保護者の支援ニーズや治療ニーズを把握し、各機関と情報共有する。</p> <p>○目標 保健所・児童相談所相談業務（保健所・児童相談所 各3ヶ所以上 月1回以上） ○目標 院内共有ワーキング立ち上げ 合同研修会の開催 年4回</p>	<p>・事例を通じて子どもに関わる機関（福祉・教育・児相等）とともに親・子どもに向けたアセスメントを強化し、各関係機関の職員相互のスキルアップを図り、総合支援システムの準備を行った。</p> <p>○ 合同研修会・事例相談会（福祉・教育・児関係者） 年 14回 システム構築に向けた意見交換会 年 4回</p>	3
<p>(3)精神科医療水準の向上</p> <p>①精神科医療従事者への研修</p> <p>県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ、研修会の開催を実施する。</p>	<p>継続</p> <p>精神科医療水準の向上を図るため、関係機関に講師として職員を派遣する。</p> <p>精神保健指定医の養成や卒後臨床研修医及び後期臨床研修医の受入れ、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校の学生等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>○目標 研修の受入れ 卒後臨床研修医 40名 後期臨床研修医 6名 薬学実務実習生 10名 看護実習生 300名 訪問看護・保健師実務研修 20名 作業療法士実習生 25名 精神保健福祉士実習生 8名 臨床心理士実習生 13名</p>	<p>・病院見学会やインターンシップ生、精神保健指定医の養成や研修医の受入れ、薬剤師、看護師、作業療法士等の養成学校の学生や医療機関等からの研修の受入れに100%対応し、専門的技術者の養成に寄与した。</p> <p>○ 研修の受入れ 初期臨床研修医 38名 後期臨床研修医 7名 薬学実務実習生 12名 看護実習生 273名 訪問看護・保健師実務研修 16名 作業療法士実習生 38名 精神保健福祉士実習生 12名 臨床心理士実習生 13名 医学部学生受入 5名 看護師実務研修 1名 司法病棟開棟前研修 60名</p>	4 (4)
<p>②調査・研究及び関係機関との連携</p> <p>大学や他の医療機関等との連携を深めるため、臨床研究部門を設置して調査・研究を行い、学会等に成果を公表することにより精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>新規・強化</p> <p>研究部門の設置を行い、国の厚生労働科学研究等を受けて大学他の関係機関と連携し、精神科医療に関する調査・研究に積極的に取り組む。</p> <p>また、得られたデータや成果は学会・論文等で公表する。</p> <p>○目標 論文10件、全国学会等発表30回</p>	<p>・臨床研究部設立準備室を設置し、厚生労働科学研究等を受けるなど関係機関との共同調査・研究のほか、精神科領域における新たな治療・診断方法の構築に取り組んだ。</p> <p>○ 論文11件、全国学会等発表33件</p>	4 (4)
<p>③海外の医療機関・研究機関との技術交流</p> <p>先進医療を習得するため職員を海外に派遣し、調査研究等を行い医療水準の向上に努める。また、精神科医療が発展途上にある国からの研修生の受入れ等を積極的に行い、諸外国の医療水準向上に寄与するよう努める。</p>	<p>新規</p> <p>海外研修として米国に医師等を派遣する。また、協定を結んでいる中国洛陽市・第五人民医院を拠点に中国の優れた技術の調査・研究を行うとともに研修生の受入体制の整備を行う。</p> <p>○目標 交流担当者採用 1名 職員の海外派遣 2名以上</p>	<p>・最先端医療技術の習得のため、医師に限らず、コメディカル職員についても海外へ積極的に派遣した。また、中国とは中国国内の情勢悪化のため、今年度は長期的な研修や実習生の受入れを自粛したが、短期視察を重ね、長期派遣に向けた土台作りを行った。</p> <p>○ 交流担当者 1名採用 職員の海外派遣 5名派遣（アメリカ3名、中国2名）</p>	3
<p>④治験の実施</p> <p>治験への参加は、精神科医療向上のため必要であり、被験者への理解を得られるよう十分な配慮を行い可能な限り実施する。</p>	<p>新規</p> <p>精神科医療向上のため、治験へ参加する。また、得られた治療の効果等は学会などで発表できるように情報収集・分析を行う。</p> <p>○目標 新規契約件数 2件 継続契約件数 2件</p>	<p>・精神科医療向上のため、中枢神経領域（統合失調症、双極性気分障害、自閉症、小児）の精神疾患を中心に治験へ参加しており、「治験審査委員会」の設置準備及び、治験コーディネーターを独自で有して院内連携を強化することで安全で円滑に治験が実施できる体制を整備した。</p> <p>○ 新規治験薬契約件数 4件 継続治験薬契約件数 5件</p>	3
<p>(4)精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>①普及活動</p> <p>地域、事業所並びに医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者の社会復帰促進及び円滑な精神科医療提供への理解を深めるよう各種事業を実施する。</p>	<p>新規</p> <p>精神科医療の普及活動として、地元中学生を対象に精神疾患に関する授業を行う。ホームページに研修会の案内や家族ゼミナール等情報発信を実施する。福祉事務所、民生委員、居宅介護施設、一般病院等の研修会に積極的に参画し、精神科医療に対する理解と普及に努める。</p> <p>○目標 講演会・研修会の開催 年3回以上</p>	<p>・院外で開催される研修会や出身校へ出向き、精神疾患を正しく理解してもらうため精神科医療の普及活動に努めた。</p> <p>○ 講演会・研修会の開催 年8回</p> <p>・ホームページや広報誌に研修会の案内や家族ゼミナール等の情報発信を行った。</p> <p>・当院の施設を開放し、地元町内会の秋祭りを開催した。交流を通じて、精神科医療への理解を深めた。</p>	3
<p>②ボランティアとの協働</p> <p>地域住民や学生等ボランティアの受入れを積極的に行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するように努める。また、断酒会等自励グループの活動を支援する。</p>	<p>強化</p> <p>ホームページ等でボランティア制度を周知し、当事者会、地元住民等ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域との交流を深める。</p> <p>また、入院棟レクリエーション活動として、学習支援等に学生ボランティアの受け入れを行う。</p> <p>○目標 参加プログラム 10件 学生ボランティア 50名以上</p>	<p>・ホームページ上でボランティアを募集し、ホームページ上で参加申し込みが可能となった。</p> <p>○ 参加プログラム 16件 学生ボランティアの受入 168名 一般ボランティアの受入 19名</p>	3 (3)
<p>(5)災害対策</p> <p>①災害支援</p> <p>・県等の防災計画等に沿って医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないように被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。</p>	<p>新規</p> <p>災害時においては、知事からの要請があった場合は、職員の派遣等積極的に参画する。</p> <p>また、災害・火災等によるライフラインの遮断、給食機能のストップを想定して県内医療機関同士の診療材料、食材提供、応援人員の派遣のための相互支援協定を締結する。</p> <p>○目標 県内医療機関との連絡調整協議会 年2回</p>	<p>・県内病院協会加盟病院と災害時における協議を行い、災害、火災等によるライフラインの遮断、給食機能のストップを想定して県内医療機関同士の診療材料、食材提供、応援人員の派遣のための相互支援協定を締結した。</p> <p>○ 県内医療機関との連絡調整協議会 年2回</p>	3 (3)

<ul style="list-style-type: none"> ・他県への災害支援については、求められる支援を積極的に行う。 	<p>新規</p> <p>現在行っている東日本大震災への支援要請がある場合は、引き続き支援を行う。また、予想される東海・東南海・南海地震等に対応するため、体制を整備する。</p> <p>○目標 全国各ブロックの中核的な精神科病院との災害時支援協定を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後予想される地震等に対応するため、東日本大震災を教訓にした災害時の支援体制等を活動記録誌としてまとめた。 ○ 全国各ブロックの中核的な精神科病院との災害時支援協定を締結中 		3
<ul style="list-style-type: none"> ・地元町内会等と災害時における一時避難場所に関する協定を締結するなど、被災時の地域支援体制を整備する。 	<p>新規</p> <p>災害時における一時避難場所として地域住民に提供するために、地元町内会の協力が得られるよう協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、地元住民の安全確保のため一時避難場として地域住民に提供するため、7つの地元町内会と提携を結んだ。 		4
<p>②危機管理体制</p> <p>災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう平時から施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。</p>	<p>新規</p> <p>被災後の事業の継続及び早期復旧が可能となる対策（BCP策定）に取り組む。災害時の被害を最小限に止めるため、災害を想定した訓練を実施するとともにマニュアルの整備を図る。</p> <p>※BCP（事業継続計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先業務の洗い出し ・指揮命令系統の明確化 ・食料・水等の確保対策 ・エネルギー供給対策 等 <p>○目標 BCP策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に一時的な生活用水として活用するため、BCP対策の一貫として井戸を設置し、試運転を兼ねた訓練を実施した。 ・策定結果を経営会議で発表することにより、当院の危機管理について共有した。 ○ BCP策定済み（優先業務の洗い出し、指揮命令系統の明確化、食料・水等の確保対策、エネルギー供給対策など） 		3

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
2 患者や家族の視点に立った医療の提供

<p>中期目標</p>	<p>①患者の権利を尊重した医療の提供 精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。</p> <p>②患者・家族の満足度の向上 患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立つて、その満足度が高められるように努めること。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
<p>(1)患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>①患者への適切な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。 	<p>継続</p> <p>患者への説明にあたり、疾患・症状に関する分かりやすい説明資料を作成する等、患者及び家族のより良い理解が得られるよう努める。セカンドオピニオンについては、引き続き積極的に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病に応じた依存症、児童思春期の専門外来を行っている。また精神疾患は、症状が多様にも関わらず自覚しにくいという特徴があり、特に初診患者には、多くの時間をかけられるよう医師の調整を行った。 ・セカンドオピニオンについては、積極的に対応を行っており、統合失調症、広汎性発達障害者(児)の診断の見立てや治療困難事例に対応した。 		3 (3)
<ul style="list-style-type: none"> ・治療方針をはじめとし当センターの取組並びに地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載する等情報発信を充実する。 	<p>継続</p> <p>治療方針をはじめ当センターの取組並びに他機関連携については、ホームページ、広報誌等で情報発信を行う。</p> <p>○ホームページ更新、広報誌発行 年4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で患者が適切に医療や福祉サービスを受けられるよう、窓口となる地域連携室の機能とともに外来や各病棟の特色を各関係機関に広く情報の発信を行うことで一般科との連携を強化した。 ○ ホームページ：随時更新 広報誌発行：年6回発行 アルコール依存症外来についてのチラシ作成 		3 (3)
<p>②職員教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。 	<p>継続</p> <p>患者中心の医療提供を実施するため、法令遵守、医療倫理、患者の権利擁護等について、全職員を対象とした研修会を開催する。</p> <p>○目標 研修会の開催 年2回以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に患者中心の医療提供を実施するための研修会を開催し、職員の意識向上に努めた。 ○ 全職員対象の研修会開催 年3回 ・平成24年度からは、新しく理事長以下全職員参加型の『院内交流会』を休日に開催し、患者サービス向上などに向けてのポスターセッションや事例発表を行った。 		4 (3)
<p>(2)患者・家族の満足度の向上</p> <p>①患者等へのサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談内容やその対応等について全職員が情報共有できるシステムを構築し、医療並びにサービスの質の向上を図る。 	<p>強化</p> <p>患者相談窓口や意見箱により得られた意見等は、随時集約し、改善・検討を行うとともに全職員が情報共有できるシステムを構築する。また、診療費の患者負担軽減のため、後発医薬品を導入する。</p> <p>○目標 接遇研修の実施 年2回以上 後発医薬品採用率 20%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外来受付コーナーを改修することで、患者とスタッフ間の距離が縮まり、病状の変化を把握しやすいよう環境を整備した。 ・ご意見箱に寄せられた意見は、定期的に集計し院内LANシステムで全職員が閲覧でき共有することができるようにした。中でも重要かつ多い意見に対しては、改善を図った。 ○ 接遇研修会 2回 ○ 後発医薬品採用率 23% 		3 (3)
<ul style="list-style-type: none"> ・院内巡回を定期的実施し、基本方針である光・風・緑があふれる明るく快適なアメニティの提供を行う。 	<p>新規</p> <p>安全・安心で快適なアメニティを提供するため、夜間専門の院内定期巡回要員を採用し、患者同士のトラブル等の事故防止対策に万全を期することとする。</p> <p>○目標 夜間専門保安員の採用 3名以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間専門保安員を採用し、定期的な巡回をすることで、患者同士のトラブルや事故防止対策に取り組んだ。 ○ 夜間専門保安員の採用 3名 		3
<ul style="list-style-type: none"> ・診察時間の見直し、待ち時間の短縮など患者のニーズに沿った改善を行う。 	<p>新規</p> <p>外来開始・終了時間を厳守する。電子カルテ抽出データにより、外来待ち時間調査を実施し、受付から会計までが円滑に運用できるよう、診療待ち時間の改善に取り組む。また、各種相談業務や事務処理等を行う専門職員を配置し、サービスの向上に努める。更に外来診療日及びデイ・ケア実施日の見直しを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテからデータを抽出し、受付から診療までの時間が長いケースについては、その原因を明らかにして改善を図った。 ・新患待ちの多い児童思春期外来は、診察日を増やすため、専門医の確保を行った。 ・要望の多い外来待ち時間短縮を改善するために自動精算機・自動受付機の導入検討を行い平成25年4月より導入が決定した。 ・各種相談業務、事務処理等に対応するため、専門職員を1名配置した。 		3
<p>②満足度調査の実施</p> <p>患者満足度調査等の実施については、全国規模で実施されている調査事業に参加し、得られた指標等に基づき、今後も効率的な改善を図る。</p>	<p>新規</p> <p>患者サービスの効果を客観的に把握するため、患者満足度調査を実施する。</p> <p>○目標 入院患者対象、外来患者対象 各年1回 日本病院会主催 QI調査への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者サービスの効果を客観的に把握するため、患者満足度調査を実施する。 ○ 入院患者対象、外来患者対象 年1回 ○ 日本病院会主催QI調査へ参加済み 		3

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3 医療の質及び安全の確保

中期目標	①医療水準の向上 公立病院として、政策的医療の提供と診療実績の公開をさらに推進し、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう、医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、その適正な配置により精神科医療水準の向上を図ること。 ②医療安全対策の徹底・検証 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。
------	--

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
(1)医療水準の向上 ①政策的医療の提供と情報公開 ・公立病院としての使命を果たすため、効率的な診療情報管理の推進や積極的に最先端医療機器等を導入し、岡山県保健医療計画及び県民ニーズに沿った医療提供を実施する。	強化 県の保健医療計画に基づき、引き続き児童・思春期医療の充実や身体合併症を伴う重篤患者への高度医療の提供等に積極的に取り組むとともに、精神科救急医療の中核的拠点として、措置入院・応急入院等の緊急入院にも対応する。また、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するためには、拡張性を備えた病院情報システムの構築が必要である。このため、早期に精神科電子カルテを導入し、業務の効率化を行う。 ○目標 緊急・重篤患者の最大限受診対応 (断らない病院)	・県の保健医療計画に基づき、児童・思春期医療の充実のため、専門医を確保することで、児童思春期外来を拡充した。 ・精神科救急情報センターの24時間365日体制を構築し、精神科救急医療の中核的拠点として、措置入院・応急入院等の緊急入院にも対応した。 ○ 緊急・重篤患者の受診受け入れ100%対応 措置入院 県内の約40%に対応(23件) 応急入院 県内の約80%に対応(102件) ・他機関との連携を考慮し、クラウド型電子カルテシステムを構築し、年度当初から運用し、改良を行った。		4 (3)
・診療実績並びに代表的な疾患の病態やその治療方針について、分かりやすくホームページや広報誌等に掲載するなどし、県民への情報提供を行う。	新規 診療実績並びに代表的な疾患の病態やその治療方針について、電子カルテによる環境整備を踏まえ、より精度の高い情報として迅速にホームページ等を通して広く情報提供を行う。 ○目標 ホームページ掲載回数 年2回以上	・診療実績並びに代表的な疾患の病態やその治療方針、疾病教育について、より精度の高い情報として迅速にホームページ等を通して広く情報提供を行う。 ○ ホームページ掲載回数 年2回		3
②優れた医療従事者の確保 ・優秀な医師の確保をはじめとし、高度で専門性を有する職員を外部から柔軟に登用できるよう多様な採用制度を導入する。	新規 高度で専門性を有する職員の登用に向けて、研究員制度、職員交流や派遣制度の検討を行う。 ○目標 勤務医の負担軽減のための医師事務作業補助体制を強化	・精神科医療技術の開発と先進医療に取り組む人材の育成を行うため、研究部設立準備室を設置した。 ・提出書類の作成、スケジュール管理等の医師の事務作業の負担を軽減することにより、医師が医療に専念できるようになった。 ○ DA班(医師支援班)の設立(H24.4)		3
・質の高い看護職員及び医療従事者を確保するため、若年層の処遇に配慮した人事給与制度の構築を図る。	新規 優秀な若手職員の確保のため、能力に応じた初任給決定を行い、法人独自の人事給与制度の改革を行う。	・優秀な若手職員確保のため、従前の前歴加算を見直し、公民の職務歴に関係なく初任給決定を行うこととした。		3
・患者の自立と社会参加へ向け、早期社会復帰を促進するための専門職員を採用する。	新規 患者の地域移行に向けて、地域生活支援を推進し、在宅医療への橋渡しをするコーディネーターを採用する。 ○目標 社会復帰調整員 2名以上採用	・患者の地域移行に向けて、地域生活支援を推進し、在宅医療への橋渡しをするコーディネーターを採用した。 ○ 社会復帰調整員 2名採用		3
③高度な専門性を持つ職員の養成 ・専門職種については、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学等研修制度をより充実させ、専門医、認定医、認定看護師等の資格取得を促進する。	新規 職員の専門性を高めるため、院内での専門研修を充実させる。また、専門医、認定医、認定看護師等の資格取得を促進するための支援制度をつくり、計画的な育成や研修の受講生を決定する育成委員会を設立する。 ○目標 育成委員会の設置 ○目標 看護師クリニカルラダーの実施	・専門的な資格取得に向けた体制作りを強化し、院内で専門的な研修を行った。 ・岡山県下の精神科病院でも先行的な取り組みであるクリニカルラダー制度を実施し、専門的な知識や求められる技術を段階的に取得することで個々のスキルアップ向上に努めた。 ○ 育成委員会を設置 →認定看護師資格 1名取得 →専門看護師資格 1名取得 →長期海外研修 1名 ○ 看護師クリニカルラダーを実施済み		4
・海外における質の高い技術取得に向けて海外の病院、大学等における研修制度を充実させるための身分保証制度の整備を図る。	新規 海外研修による技術向上を目指すため、海外研修期間中の研修者の身分保証についての制度検討を行う。 ○目標 海外研修 2名以上	・先進医療国の国際化社会に対応しうる技術の習得及び技術向上の一環として、海外派遣中の身分を保障する新たな制度「職員海外研修制度要項」を作り、制度を利用した海外研修へ医師に限らずコメディカル職員を派遣した。 ○ 海外研修 2名派遣		3
(2)医療安全対策の徹底・検証 ・全職員が患者の安全を最優先して対応が行われるよう医療安全研修の開催及び実務評価を徹底させ安全文化の醸成に努める。	強化 潜在的事故要因の把握と医療安全対策を目的とした、危険予知訓練の研修を開催する。定期的な部署監査を実施し、医療安全文化の醸成に努める。 ○目標 研修会 年2回以上	・潜在的事故要因の把握と医療安全対策を目的とした、医療安全対策委員会等を定期的に開催した。 ○ 研修会 年2回		3 (3)
・全職員が患者の安全を担保し適切な行動がとれるように情報収集・分析による医療安全対策の徹底・検証を実施する。	新規 インシデント・アクシデントレポートの様式を改訂し、更なる情報収集に努め、重大な事案等については情報を共有し、原因分析や対策を検討する。 ○目標 アクシデント件数 前年比10%減	・インシデント・アクシデントレポートはファイルメーカーに改訂し、閲覧・集計できるようにした。 ○ アクシデント件数 前年度比11.7%減		3

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
4 患者の自立と社会参加へ向けでの取組の強化

中期目標	①リハビリテーションの充実 多様化する精神科医療ニーズに即応するための体制を構築し、多職種による効率的、効果的なリハビリテーションを行い、患者の自立と社会参加が早期に達成できるよう努めること。 ②地域医療連携の強化 患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。 ③訪問・通所型医療の提供 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うための体制整備に取り組むこと。
------	---

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
(1)リハビリテーションの充実 ①精神科医療ニーズに即応する体制 ・急性期と慢性期を区分し、リハビリ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態、自立の程度にあわせたリハビリテーションを実施する。	新規 急性期から回復期の患者に対して、認知行動療法プログラム、作業療法、保護室入室者を対象とした個別グループ活動を行う。また、初発統合失調症を対象とした入院中からのデイ・ケア利用を行い症状の改善とともに生活機能を高め、また早期退院を目指す。維持期のリハビリテーションプログラムについては就労準備プログラムを新たに実施し、A型事業所、多機能型事業所、B型事業所などとの連携を図る。 ○目標 ①急性期から回復期に応じたプログラム開発 (開発プログラム：5以上) ②就労移行患者数 10名以上	○ ①急性期から回復期に応じたプログラムの開発7件 ・広汎性発達障害就労準備プログラム ・統合失調症就労準備プログラム ・生活技能向上プログラム ・気持ちの学習 ②就労移行患者数32名 (一般就労2名、福祉的就労A型13名、福祉的就労B型17名)		4
	新規			

<p>・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。</p>	<p>新規</p> <p>チーム医療をより一層推進するためにモデルケースを設定しケースマネージャーを新たに配置することにより、退院支援を計画的に実施する。入院時より多職種によるアセスメントを基に目標、支援内容を調整し、退院後の支援へと円滑につないでいく取組を行う。</p> <p>○目標 1年以上長期在院者の退院促進会議 年20件</p>	<p>・退院が困難に入院が長期化している患者に対して、多職種チームが関わり、家族教育、退院後の地元調整・生活基盤の形成、生活訓練等に取り組む長期在院者の減少に努めた。</p> <p>○ 退院促進会議（他機関含む） 29件 長期在院者 H20年度当初40人→H24年度末26人</p>	4
<p>②患者の自立と社会参加</p> <p>・地域生活を支援する体制と施設を整備し、関係機関との連携を強化し、患者の自立と社会参加を支援する。</p>	<p>継続</p> <p>地域生活を支援する体制と施設を整備し、関係機関との連携を強化し、患者の自立と社会参加を支援する。</p> <p>○目標 ケア会議 月40件</p>	<p>・ケースマネージャーをケア会議に派遣し、病病連携・病診連携、他機関連携を図りながら、地域での生活及び自立に向けた支援体制を検討した。</p> <p>○ケア会議 月平均41件</p>	4 (3)
<p>(2)地域医療連携の強化、地域医療への貢献</p> <p>・地域医療機関のニーズを把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。</p>	<p>新規</p> <p>地域医療を担う機関同士の連携は、益々重要になってきており、病院間の協力体制を強化するため、病病・病診連携を推進し、当院の紹介率・逆紹介率を高め、患者の地域における効果的な医療継続が実現されるよう取り組む。</p> <p>○目標 提携病院・診療所 4病院以上</p>	<p>・病院間の協力体制を強化するため、病病・病診連携を推進し、患者の地域における効果的な医療継続が実現されるよう取り組む。</p> <p>○ 提携病院・診療所 6病院</p>	3
<p>・精神科地域連携パスを構築し、円滑な地域連携の推進と社会資源の有効な活用に努める。</p>	<p>強化</p> <p>連携機関や協力機関、施設・事業所等との連携を強化し確保に努める。</p> <p>○目標 他医療機関訪問 月10件 連絡会議 月2回以上</p>	<p>・各関係機関や福祉及び行政機関等とも連携協議の会議を積極的に開催し、日常的な連携について協議を行った。</p> <p>○ 他医療機関訪問 月15回 連携会議 平均月3.4回</p>	3 (3)
<p>・身体合併症をもつ患者への適切な医療の提供を確保するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとするよう努める。</p>	<p>新規</p> <p>検査機器の充実を図り、他の医療機関との継続的かつ緊密な連携を図る。また、医療機関からの依頼による往診を積極的に取り組む。</p>	<p>・検査機器の充実を図り、可能な限り身体的診断、治療を行ううえで、より専門的治療が必要な場合のみ、身体科の病院に協力を求めるようにした。</p> <p>・身体科の病院に入院中の患者であってもその医療機関から要請があれば、医師を派遣し精神科治療を行った。</p> <p>○ 他病院への往診件数 10件</p>	3
<p>・県内における精神科医療資源の乏しい地域でも住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。</p>	<p>継続</p> <p>県内における精神科医療資源の乏しい地域でも住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。</p> <p>○目標 精神科資源の乏しい地域への派遣 4施設週1回</p>	<p>・県民の精神科医療のニーズに対応するため、精神科医の常駐しない総合病院や地域の行政、医療機関と連携して医師を派遣した。</p> <p>○ 精神科資源の乏しい施設への派遣 4施設週1回以上</p>	3 (3)
<p>(3)訪問・通所型医療の提供</p> <p>・地域で生活することを前提とした支援体制を整備する。</p>	<p>新規</p> <p>デイ・ケアを急性期・回復期に分離する。このため、慢性期のためのデイ・ナイトケアの施設を院外に整備する。</p> <p>○目標 基本計画策定、工事着工（平成25年度供用開始）</p>	<p>・急性期から回復期と慢性期の患者に対してデイケアの機能を分離するため、本院とは別に慢性期専門デイケア施設として「東古松サント診療所」を整備しH25.4.1開業とした。</p> <p>○ 基本計画策定済み 工事着工、完了</p>	4
<p>・ディケアやナイトケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護等アウトリーチ支援を実施する。</p>	<p>強化</p> <p>訪問医療においては、アウトリーチ支援として地域生活中心の枠組みの中での訪問診療チーム、訪問看護チーム体制を再考する。</p> <p>入院患者の地域移行促進のため、多職種による地域生活支援体制を検討する。</p> <p>退院前訪問を積極的に実施する。</p> <p>○目標 退院前訪問 年200回以上 訪問看護・支援 月200回以上</p>	<p>・地域生活支援体制を確立するため、医療と日常生活の両方を支援する必要があり、精神科医・看護師・精神保健福祉士等が「多職種チーム」として、それぞれの技術及び価値観から多面的な視野のもとに共同して支援を行った。</p> <p>○ 退院前訪問 年304回 ○ 訪問看護・支援 月252回</p>	4 (4)

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

中期目標	地方独立行政法人制度の特長を十分にかかして、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。
------	---

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
<p>1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築</p> <p>地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と公立病院としての健全経営とが継続するよう努める。</p>	<p>継続</p> <p>職員全員に経営状況の説明会を開催し、独法化による経営感覚を醸成する。また、直近の収支状況を基に経営戦略も含めた情報を公開して中期計画・年度計画の進捗の度合いを説明し、PDCAの徹底を行う。</p> <p>○目標 説明会 年2回以上</p>	<p>・年度計画に対する進捗状況や評価結果について、随時経営会議（師長・班長以上参加）や広報誌で周知した。</p> <p>○ 説明会 年4回</p> <p>・地域医療の確保及び健全経営が認められ、全国自治体病院開設者協議会と公益社団法人全国自治体病院協議会の両会長より自治体立優良病院表彰を受けた。</p>		4 (4)
<p>2 業務運営の不断の見直し</p> <p>(1) 予算執行について</p> <p>運営費負担金の使途に関しては、その用途に透明性を担保する。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的でスピード感のある経営を行う。</p>	<p>継続</p> <p>厳しい診療報酬制度の下での病院経営の健全化を図るため、効果的な収入確保と無駄な費用の削減に努める必要がある。このため以下の事項の見直しを行う。</p> <p>○目標 ①民間サービスの積極的な活用 ②効率的な物品管理方法 ③材料費・経費の節減 ④長期継続委託契約による質の向上と経費節減 ⑤人件費の適正化</p>	<p>・①～③発注方法を民間のオンラインサービスを試験的に導入することで見直しを図り、品目の絞り込み、履歴状況の把握をし、不断の見直しを行ってチェック、モニタリングをしながら質の向上を図った。</p> <p>・④質の向上を目的として、運用に合わせた契約の更新を行った。</p> <p>・⑤引き続き職員の資質、能力に応じた給与体系システム構築に向けて見直しを図った。</p>		3 (4)
<p>(2) 委託、売買、請負等の契約について</p> <p>・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、適正で効率的な委託業務の管理を行う。</p>	<p>継続</p> <p>医事業務、給食業務、清掃業務等の業務委託契約については、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を取り入れるとともに、定期的に評価検証し、効率的な業務の推進を図る。</p>	<p>・受託業者と毎月の面談により、進行管理を行った。業務の質や効率について改善の必要がある場合には、双方が納得するまで協議をして業務の改善に取り組んだ。</p>		3 (3)
<p>・売買、請負等の契約については、透明性・公平性を確保すると同時に、緊急性のあるものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応する。</p>	<p>継続</p> <p>選定委員会を適宜開催し、事業の必要性と効率性を明確にする。</p>	<p>・複数の業者から企画・技術等の提案を受け、品質の維持向上のため、選定委員会を開催し、公平、公正で透明性の高い業者選定を行った。</p>		3 (3)

<ul style="list-style-type: none"> 薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。 	<p>継続</p> <p>在庫管理システムによる管理・点検を行い、在庫管理の徹底や必要に応じた購入、市場価格の推移を参考にし、材料費の削減を図る。</p> <p>○目標 材料費比率 10%未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在庫管理システムによる管理・点検を行い、在庫管理の徹底や必要に応じた購入、市場価格の推移を参考にし、材料費の削減を図った。 ○ 材料費比率 9.4% 		3 (3)
(3) 収入の確保	<p>強化</p> <p>電子カルテ導入により、病床管理を一元化し、空床状況を職員全体に周知徹底し、入院患者数の確保を図る。</p> <p>○目標 病床利用率 90%以上 精神科救急算定患者数 一日平均40人以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ導入により、誰でも空床状況をリアルタイムに閲覧することが可能になったことで、円滑な病床運用、空床状況を最小限にすることができ、適切で効率的な病床管理を行えるようになった。 ○ 病床利用率 90.5% ○ 精神科救急算定患者数 一日平均47.1人 		4 (4)
<ul style="list-style-type: none"> 請求漏れを防止し適正な診療報酬請求を行う。 	<p>強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 査定減を縮小するため、査定減内容分析と対策を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。 診療報酬制度勉強会を定期的に開催し、診療報酬に係る医事業務を見直し請求漏れ防止に努める。 <p>○目標 査定検討会開催 年6回 勉強会開催 年4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> 査定減内容の分析と対策や診療報酬制度勉強会を定期的に開催し、診療報酬に係る医事業務を見直し請求漏れ防止に努めた。 ○ 査定検討会開催 年6回 ○ 勉強会開催 年4回 <p>診療報酬査定減率 H23年度 H24年度 外来 0.071% → 0.2933% 入院 0.078% → 0.0494%</p>		3 (4)
<ul style="list-style-type: none"> 診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生未然防止対策を検討するとともに、未収金の早期回収を図る。 	<p>継続</p> <p>診療費の収納システムの見直しを行い、未収金早期回収に取り組む。また、支払い方法や福祉制度の利用等、患者の支払い相談に応じ、未収金発生未然防止対策を行う。</p> <p>○目標 前年度診療報酬収入率 99.7% 平成24年度診療報酬収入率 80.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院時に、限度額適用認定証の取得及び提示等、公費の案内を徹底し、患者の支払い相談に応じることで事前の未収金予防に取り組んだ。また、未収金が発生した場合には、支払い督促制度や少額訴訟制度を活用しながら、早期回収に取り組んだ。 ○ 前年度診療報酬収入率 99.8% ○ 平成24年度診療報酬収入率 84.0% 		4 (4)

第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標	公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確立できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
------	--

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p> <p>1 予算 別紙1</p> <p>2 収支計画 別紙2</p> <p>3 資金計画 別紙3</p> <p>注) 運営費負担金等 運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1</p> <p>2 収支計画 別紙2</p> <p>3 資金計画 別紙3</p>	<p>当初の計画に比べて収益面では、運営費負担金の10%削減、費用面では、共済追加費用負担金と外的な要因が課題となる中、経営努力の結果、以下のとおりとなった。</p> <p>経営管理指標</p> <p>○経常収支比率 H23 H24 経常収益 105.6% → 106.4 % 経常費用</p> <p>○医業収支比率 H23 H24 医業収益 97.0% → 97.3% 医業費用</p> <p>○人件費比率 H23 H24 総人件費 74.2% → 72.1% 医業収益 (人件費関係委託料含む) 82.7% → 79.9%</p> <p>○材料費比率 H23 H24 材料費 9.1% → 9.4% 医業収益</p> <p>○経費率 H23 H24 経費 20.7% → 21.8% 医業収益 (人件費関係委託料、給食材料費除く) 10.1% → 12.0%</p>		4 (4)
<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 500百万円</p> <p>2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成24年度中の計画はない。</p>			
<p>第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>中期目標期間中の計画はない。</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>平成24年度中の計画はない。</p>			
<p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等)に充てる。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等)に充てる。</p>	<p>平成24年度の未処分利益225百万円を目的積立金として将来の投資のための財源に充てる。</p>		3

第6 その他業務運営に関する重要事項

中期目標	<p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p> <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理 職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスキューを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	実績状況	備考	評価
<p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 (平成24年度～平成28年度)</p> <p>入院棟の改修やデイケア施設整備をはじめとする大規模施設整備については、求められる機能を視野に入れ、計画的な施設整備を推進する。</p>	<p>新規</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・思春期デイケアの用地取得 通所型デイケアの整備 電子カルテの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 児童思春期デイケア施設の用地取得 通所型デイケア整備 電子カルテ導入 		3
<p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>(1)就労環境の整備</p> <p>・働きやすい職場環境を整備し、定期的に職員のヘルスキューを実施する。</p>	<p>継続</p> <p>労働安全衛生対策として効果的・計画的な時間管理を行い、勤務時間の削減に努めるとともにメンタルヘルスを含めた健康管理対策などに配慮して職員が安心して働ける職場づくりに取り組む。また、育児休暇など次世代育成支援プログラムを実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全委員会を毎月開催し、産業医の下、職員労働組合の代表を交えて時間外勤務削減、メンタルヘルス対策、病休退職者の職場復帰に向けての勤務内容の配慮など働きやすい職場環境作りに取り組んだ。 		3 (3)

<p>(2)人事管理 ①職員確保</p> <p>・良質で高度な医療を提供するため、医療需要の変化や政策的医療等に迅速に対応出来るよう効果的な人員確保に努める。</p>	<p>強化</p> <p>職員確保においては、医療の需要の変化や政策的医療等に迅速に対応できる優れた人材確保に努める。このため、大学等で行われる就職説明会や大阪、東京の就職イベントに参加して優秀な人材確保のためのPR活動を行う。また、DVDを作成し大学等へ配布し、PRを行う。</p> <p>○目標 大学等の説明会参加 年5回以上 東京、大阪の就職イベント 年3回以上</p>	<p>・医師募集のための媒体（チラシ、募集要項、募集用専門サイト）を作成したほか、病院紹介用のDVDを作成し、看護師や薬剤師の確保のためのPR活動に役立てた。初期臨床研修医の卒業生に対してや、全国で行われた合同就職説明会へ参加した際に配布するなどPR活動に力を入れ取り組んだ。</p> <p>・全国病院広報事例発表会（日本HIS研究センター主催）に応募し、医師獲得のための広報活動を発表し、最優秀賞を獲得した。</p> <p>○ 大学等の説明会参加 年6回 ○ 東京、大阪の就職イベント参加 年2回</p>		4 (4)
<p>②人事評価制度</p> <p>・職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するために、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。</p>	<p>継続</p> <p>人事評価制度の精度を高めるために評価者の研修や被評価者を対象にした目標設定や振り返りがスムーズに行えるための研修会を開催する。</p> <p>○目標 評価者研修会年2回以上 被評価者研修会年2回以上</p>	<p>・外部講師を招き、昨年度の目標に対する振り返りを踏まえた上で新たな1年間の目標を設定しモチベーションアップに努めた。人事評価項目の見直しを行い、個人の業績や能力を賞与に反映させた。</p> <p>○ 評価者研修会 年2回 被評価者研修会 年2回</p>		3 (4)
<p>③給与制度</p> <p>・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度の導入について検討する。</p>	<p>強化</p> <p>人事評価制度の導入から4年が経過し、システムも標準化していることから人事評価の運用をより効果的に活かす方法を導入する。</p> <p>○目標 評価結果が適切に反映できる人事評価システムの構築</p>	<p>・評価結果の賞与への活用が適切に行われるよう制度の見直しを行い、個人面談や人事評価委員会を開くなど公平で適正な評価制度を構築した。</p> <p>○ 人事評価システムについては、5段階評価中、1または2の評価者について、勤勉手当の成績率を反映させることで組合との交渉を経て妥結した。</p>		3 (3)
<p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p>	<p>平成24年度中の計画はない。</p>			
<p>4 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。</p>	<p>前期中期目標期間繰越積立金については、中期目標達成のため整備計画等の財源に充てる。</p>	<p>繰り越し積立金（第2期中期計画分）1296百万円</p> <p>・児童思春期用地取得 160百万円 ・建物、建物付属設備の整備 96百万円 ・医療機器等固定資産の取得 122百万円 計378百万円</p>		3

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター予算

(平成24年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
収入			
営業収益	3,062	3,214	152
医業収益	2,616	2,738	122
運営費負担金収益	413	444	31
その他営業収益	33	32	△1
営業外収益	81	74	△7
運営費負担金収益	79	69	△10
その他営業外収益	2	5	3
資本収入	176	176	—
運営費負担金収益	176	176	—
その他資本収入	—	—	—
その他の収入	—	18	18
計	3,319	3,482	163
支出			
営業費用	2,598	2,853	255
医業費用	2,381	2,586	205
給与費	1,686	1,786	100
材料費	246	258	12
経費	430	517	87
研究研修費	19	25	6
一般管理費	217	267	50
給与費	127	187	60
経費	90	80	△10
営業外費用	188	168	△20
資本支出	447	621	174
増改築工事	—	88	88
資産購入費	183	270	86
償還金	264	264	—
その他の支出	—	2	2
計	3,233	3,644	411

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支計画

(平成24年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
収益の部			
営業収益	3,254	3,407	153
医業収益	2,616	2,739	123
運営費負担金収益	589	620	31
資産見返負債戻入	16	16	—
その他営業収益	33	32	△1
営業外収益	81	74	△7
運営費負担金収益	79	69	△10
その他営業外収益	2	5	3
臨時利益	—	18	18
費用の部			
営業費用	2,937	3,104	167
医業費用	2,697	2,816	118
給与費	1,784	1,783	△1
材料費	246	258	12
減価償却費	214	232	18
経費	434	518	84
研究研修費	19	25	6
一般管理費	239	288	49
給与費	133	191	58
減価償却費	16	17	1
経費	90	80	△10
営業外費用	188	168	△20
臨時損失	—	2	2
純利益	210	225	15
総利益	210	225	15

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター資金計画

(平成24年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
資金収入	5,669	6,358	689
業務活動による収入	3,143	3,449	306
診療業務による収入	2,616	2,726	110
運営費負担金による収入	493	688	195
その他の業務活動による収入	34	35	1
投資活動による収入	176	900	724
運営費負担金による収入	176	—	△ 176
その他の投資活動による収入	—	900	900
財務活動による収入	—	—	—
金銭出資の受入による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	2,350	2,009	△ 341
資金支出	5,669	6,358	689
業務活動による支出	2,786	3,010	224
給与費支出	1,813	1,998	185
材料費支出	246	256	10
その他の業務活動による支出	727	756	29
投資活動による支出	183	2,057	1,874
有形固定資産の取得による支出	183	357	174
その他の投資活動による支出	—	1,700	1,700
財務活動による支出	264	264	—
移行前地方債償還債務の償還に よる支出	264	264	—
その他の財務活動による支出	—	—	—
翌年度への繰越金	2,436	1,027	△ 1,409